

経営事項審査の再審査について（ご案内）

※ この案内は、令和4年11月に経営事項審査を申請された方（改正前の旧基準で受審された方）にお送りしています。

● 令和5年1月1日の制度改正により、経営事項審査の評価項目にワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況（えるぼし、くるみん、ユースエール）、エコアクション21の登録状況が加わりました。

また、建設機械の保有状況における対象機械が拡大されました（ダンプ、締固め用機械、解体用機械、高所作業車を追加）。

● つきましては、新たな評価項目に該当がある場合、必要に応じて再審査を受審してください。（再審査の受審は義務ではありません。）

※1 なお、新たな評価項目に該当がない場合は、審査結果（総合評定値）が変わらないため、再審査を受ける必要はありません。

※2 この改正に伴い、宮崎県の令和6・7年度入札参加資格申請（令和5年秋以降受付開始予定）においては、評価項目の内容が重複するエコアクション21等の加点は行わない見込みです。

◆ 再審査の概要

- 1 再審査の対象 : 再審査申立ての時点で、旧申請による経審結果通知書の有効期間（審査基準日から1年7か月）が残っている者。
- 2 再審査申立ての受付期間 : 令和5年1月1日（日）から令和5年4月30日（日）まで（郵送の場合、消印有効）
- 3 再審査手数料 : 無料
- 4 提出書類 : ① 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（様式第二十五号の十四）
② その他の審査項目（社会性等）（様式第二十五号の十四の別紙三）
 - 【新基準に該当する建設機械、エコアクション21がある場合】
 - ・建設機械の保有状況、エコアクション21・ISOの取得状況（別記様式3）
 - 【えるぼし・くるみん・ユースエールの認定がある場合】
 - ・基準適合事業主認定通知書（基準適合一般事業主認定通知書）等
 - 【新基準に該当する機械（ダンプ、締固め用機械、解体用機械、高所作業車）がある場合】
 - ・売買契約書又は償却資産台帳（所有の場合）、リース契約書（リースの場合）
 - ・特定自主検査証、写真、カタログ ※ダンプは自動車検査証
 - 【エコアクション21の認定がある場合】
 - ・エコアクション21認証・登録証
- ③ 旧基準での審査結果通知書（写し）
※添付書類は全て写しで可
- 5 提出先 : 県土整備部管理課（防災庁舎9階） ※持参又は郵送
（〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号）
- 6 結果通知書 : 再審査は書面のみで行います。管理課にて受付後、3～4週間程度での発送を予定しています

◆ 改正内容の詳細及び再審査については、県ホームページをご確認ください。

<http://www.pref.miyazaki.lg.jp> [宮崎県 経営事項審査の改正に伴う再審査](#) [検索](#)

宮崎県 県土整備部管理課 建設業審査担当
電話 0985-26-7176